

Title	楠精一郎君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.1 (1990. 1) ,p.139- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900128-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

楠精一郎君学位請求論文審査報告

楠精一郎君「明治立憲制と司法官」

楠君の学位請求論文は、三百頁余の書籍として、既に出版されている。而して、その内容は、序章、第一部、第二部に分たれ、それぞれ「問題の視角」、「司法官懲戒裁判の考察」、「司法官人事の考察」と題されている。

明治年代における司法部の組織、人的構成等に関しては、その多くが、明治初年小野組移籍事件、二十年代大津事件等の背景をなすもの一つとして、言及される程度に止まり、その全容の解明は、同時代の行政部のそれに比して立ちおくれいているといつてよい。その理由の一是、裁判所関係の史料の未発見、未公開ということもあるが、それと併せて、大津事件の如き、さらびやかな出来事に目を奪われ、かかる変事を通じて、司法部の近代化は、完成の域に達したというが如き、印象が流布定着した結果ではないかと考えられる。

しかし、明治年代の司法部は、同事件以降においても、欧米諸国の信頼に倣いする司法部の建設ということについては、多大なるなやみを抱き続け、有司は、それに対する対策に汲々としておられるというのが、その実状であった。本書は、主として、明治二十年代、三十年代において発生した司法官懲戒事件

をとり上げ、第一に、明治憲法、並びに裁判所構成法の定める「司法権の独立」の法的保障、即ち判事身分保障の限界を究む、第二に、司法部内の人脈、派閥の全容を究明し、第三に、上述の派閥と、当時緊要のこととして主唱された非学歴老朽判事淘汰問題が、如何に関連しているかを考証し、以て、なやみ深き司法部の実態を解明することを目的とせるものである。その第一部、第一章以下の概略は、次の如くである。

第一部第一章は、明治二十五年に惹起した大津事件の英雄大審院長児島惟謙他数名の弄花事件についての考証であつて、著者は、最高裁判所蔵「懲戒事件訴訟記録」なる新史料を主軸として、その経過を記している。上述記録には、「参考書」なる書類が付されており、事件表面化の経緯が詳述され、それが児玉大審院判事の内部告発と、検事側の積極的対応とによって領導された様子が示されている。而して、事件は、内部的処理の失敗、懲戒裁判開始決定、更には裁判における免訴判決と発展し、遂には、山県法相の手により、懲戒者側の検事総長と司法次官とが、児島と両成敗的に辞職せしめられるという政治的解決となり、この間の経緯は、本論考において、きわめて詳細である。本事件については、従前の説は、これを何等かな形において、一年前の大津事件と関連せしめている。しかるに著者は、その証なしとして、むしろ対外信用を重んずる政府、司法省としては、かかる事は内済にすませたかたではないかとしていることは注目し倣いする。とにかく、大津事件の英雄にして、こ

の事あるは、司法部の近代化は、いまだ前途程遠きことであるのである。

第二章は、明治二十七年、千谷大審院判事転補抗命事件に関する考証であつて、千谷判事が、那覇地方裁判所所長への転補命令に対して、裁判所構成法第七十三条を楯に抗命に及び、遂には懲戒裁判にいたつた経緯が、最高裁判所所蔵書類、新聞記事等より詳述されている。

本件は、五十三条但書に基いて「補闕ノ必要ナル場合」には、司法大臣の意のままに転所を命じうるとする司法省側の主張が、正しいか否か、たとえ正当としても、それを左遷に近い転所に適用しうるか否かという法律論の体裁をとり、それ自体は、解釈上、いずれとも決し難きことといえる。しかし、著者は、明治二十四年、判事検事俸給令第十条にもとずき、千谷の俸給が、減額なることを明らかにし、この処分を左遷と断じ、千谷の抗命が、正当であつたことを示している。

著者は、司法当局の千谷に対する処分は、この直前に多く見出される判事の不自然きわまる退任の現象と一連のものであつて、当局は、この頃より非学歴判事の整理を企図していたと推定しているが、恐らくは的を射た論とみてよいと思う。

かくみる時は、千谷事件は、同人の死亡によつて龍頭蛇尾に終結したが、事件そのものは、明治三十一年の所謂判検事人事大刷新の前哨戦的なものであつて、その史的意義は、大なるものといわざるをえない。

第三章は、明治二十九年、甲府地方裁判所別所判事が転補命令に抗命した事件であつて、大審院関係記録、山梨日々新聞等の直接良質な史料を以て、その経過が語られている。

本件における争点は、上述千谷事件において第一に問題とされた裁判所構成法第七十三条にみえる但書以下を、広義、即ち、闕員が生じた場合に、大臣の意のままに命令を発しうると解するか、狹義、即ち、成規上補員に該当する地位にある判事を以て補いえざる場合のみに限ると解するかであつた。而して、第一審たる東京控訴院は、前者をとつて免職の判決をなし、控訴審たる大審院は、後者をとつて無罪となした。即ち、この大審院判決により、裁判官の身分保障の根本に関する積年の争いは、一応結着をみたのであつた。

しかし、本訴訟の結果、少数意見を支持した三好大審院長は、辞職におこまれ、一方別所自身も、退官のやむなきにいたつている。裁判官の身分保障の条規の明確化は、結果として関係者の身分を守りえなかつたのであつて、皮肉という外はない。しかし、著者は、この無罪判決の影響を「倉富勇三郎文書」所収「判事検事刷新処分ニ関スル方針並標準」なる新史料の中に見出し、爾後の司法行政において、転補命令を利用する退官要求が、きわめて慎重となつてゐることを指摘している。別所の抗命はまさに「身を殺して、仁をなした」ともいふべき効果をもたらしたわけである。

第四章は、明治三十年、台湾総督府高野高等法院長、非職拒

否事件が、その対象とされている。本件の争点は、明治憲法の効力が台湾にまで及ぶや否や、及ぶとすれば、総督府所屬の行政官とも、司法官とも決し難い判官にまで、憲法五十八条二項の裁判官身分保障の条文が適用されるか否かという二問題であった。しかし、政府、総督府側は、右の法律論については終始態度をあいまいにし、しかも行動としては、高野を行政官同様に非職に処し、乃木総督は、これに基いて、高野を高等法院室より退去せしめ、遂には、懲戒免職、位返上処分を上申するに及んでいる。高野の主唱は、彼が前後十数回にわたって提出した抗議書、並びに法院長としての俸給支払い請求の民事訴訟にもかかわらず、公権力の前に庄し去られたといつてよい。

しかし、この事件は、帝国議會において政治問題化し、政府を困惑させ、結果として、台湾總督府法院条例の改正をみ、判官の地位は、一応内地裁判官なみに改められた。著者はこれにより、高野事件を「司法権独立と裁判官の身分が政府によって侵害された事件」とみなしうるとなし、それが、「我が国の司法権独立の原則確立に大いに寄与した」ことは疑いがなく論じ、本章の結言となしている。

第五章は、明治三十一年十月に生じた横田検事総長懲戒免官事件についての記述であつて、著者は、この処分の原因をなす、同年六月の司法部人事刷新を中心として、その論を展開している。

三十一年初めに、当時司法次官の職にあつた横田が断行した

老朽判事淘汰人事は、二十年代より懸案とされてきた所謂「司法部の人的近代化」を、手ぎわよく、且つ大規模に行つたものであつて、そこにおいては、別府事件等が前車のいましめとされ、表面上波風なく目的を達している。その理由については、著者は、上述「倉富文書」所収史料により、処分に先立つて、その範圍、方針が綿密に計画されたこと、更には、実施直前に裁判所定員令の改正まで行い、必要に應じて、大審院、控訴院に、処分賛成者を送りこめる処置をとり、退職命令の最後の制御装置たる両院總會決議を事実上無効たらしめたことを指摘している。かくして、法科大学、司法省法学校出身の判検事が要職に配せられ、非学歴判事の大半がその職を追われたわけである。

右の人事異動を「情実人事」とみるか否かには疑いがあるが、条約改正を前にし、かつ定年制なき司法官においては、やむをえざる処置というべきであろう。しかし、かかる学園優先人事が、著者の論ずるが如く「国民的合意」とまで評価しうるか否かについては、問題であるといわざるをえない。

さて、横田処分問題については、著者は、六月人事が、政權交替直前に行われた不自然なものであつたこと、退官者の不満が潜在的に存在したこと、横田と大東新法相との間に、近江鉄道社金流用事件等をめぐつて政争が生じたこと等を挙げているが、恐らくは、これが考えられるすべてと思われる。なお、老朽者淘汰は、この後も、大東法相、清浦法相の手によって継承

され、ここに人的刷新は一応の成果をもたらした。しかし、それが司法官の身分保障を實質的に害する手段にて進められたこと、拔擢をこうむった新進判事達が、法的知見はともかくとして、国家権力のみを重んじ、個人の権利については無関心な人々が少くなかったことを考えれば、これによって、眞の人的近代化が達成しえたのか否か、疑念の残る処といわざるをえない。

第六章は、明治三十四年、司法官増俸要求事件であつて、増俸予算が、衆議院否決、貴族院復活、兩院協議会否決と、ゆれ動く中において、下級司法官中に、法案支持運動がもり上り、遂には総辭職論にまで進んだ司法部騒動が語られている。事件は、東京地裁判事、並びに検事十六名の依頼免官によつて一応終息し、以後、鎮静化をまつて、指導者、關係者百三十三名が処分された。しかし、二十年以来鋭意努力を重ね、老朽者を排除して拔擢したエリート司法官たちが、政府に対して一致して反対したことは、驚くべきことであり、司法部のかかえていた問題が、老朽者淘汰のみではなかつたことを示している。当該事件の原因について、著者は、これを「政友会と山県閣の司法部を舞台にした代理戦争」とみなしているが、しかりとすれば、これは行政府対判事というような単純な図式でははかり難い争いといわざるをえない。

第七章は、明治三十六年に起つた大審院失態事件、即ち、小學校教科書採否贈賄裁判に際して、大審院が刑罰法規不遑及の原則を犯し、無罪の被告に有罪判決をなし、更にその判決書

を改竄したという出来事についての記述である。本章において、著者は、有罪判決の根拠とされた法規は、小学校令施行規則五十七条とする伝承は誤りであつて、三十四年一月施行同令施行規則追加条項六十三条の二であること、当時の訴訟法においては、大審院確定判決については、非常上告はなしえず、誤判を正すには、これ以外に方途がなかつたこと、本件が、余り問題視されず、關係判事の依頼免官で終つたのは、対露戦直前のことで、社会的関心が、むしろ外交問題にむけられていたこと等を挙げてゐるが、いずれも正当な理解と考えられる。

しかし、本事件は、前章のそれと併せて、いずれも新進司法官なるものの実態が、この程度の人材であつたことを知らしめ、司法の近代化なる目的が、事実上、なおも多くの問題をかかえていたことを予測せしめるものである。

第二部、第一章は、三十年代初期に作成された老朽司法官淘汰、新進者拔擢の対象、方法、規準等を定めた上述「倉富」文書の復刻、解題であつて、原案、修正案、成案の三通が比較対照されている。第二章は、明治二十三年より三十八年にいたる大審院判事補任表の紹介であり、「職員録」、「官報」よりその任免が丹念にあとづけられている。これ等両史料は、いずれも第一部の考証の根拠をなすものであつて、著者の基礎的作業の部厚さを示すものといえる。

以上の如く、楠君の論考は、先達の研究が、いまだつくしていない明治二、三十年代の司法部の実態について、主として懲

戒事件という「人間関係の潜在的な部分が顕在化しうる場」を通じて、これを動態的に把握せんとするものであって、法制史よりみても、政治史よりみても、きわめて興味深い論文といえる。しかも、著者は、その一つ一つの解明において、あくまでも実証主義的態度をくずすことなく、直接史料の発見、史料間の矛盾調整に多大の努力を払っている。本書が、明治史研究において、大なる便益を学界にもたらすであろうことは疑いがない。

但し、如何なる書についても、「完全」なることは望み難いが、本書についても、若干の望蜀はこれを指摘することができ

る。その一は、研究が何故に、明治三十六年を以て止められたのかということであって、管見の及ぶ限りにおいては、それについての合理的説明は見出し難いものと思われる。本書の目的が、評者の理解せる如く、司法部の人的近代化と、これまた近代法の原則たる裁判官の身分保障との矛盾と調整の経過の解明という点にありとすれば、それは第一部五章までで、一応の結論をえたはずであって、第六以下の章は蛇足のおそれがある。もし強いて、意義を求めるならば、再言するが、淘汰の結果、抜擢をこうむった学士判検事たちが、実は一般の期待程の人材ではなかったことを示すためにも考えられるが、著者の意図はやや不明瞭といわざるをえない。

また、本書には、些細とはいえ、法史の通史的理解について

不十分な点も見出される。第一部第七章には、刑罰法規不遑及の原則について、それが十五年刑法によって初めて採用された如き記載があるが、かかる原則は、旧唐書蕭鈞伝にみえるが如く古代中国において既に確立され、夙く奈良時代に輸入され、間接的な規定ながら獄令に一条がおかれている。失考というべきであろう。

かくはいっても、これはあくまで評者の望蜀であって、またかかる疑念に対しては、著者において、大いに弁辞の存する処と思われる。著者の今後の論の展開が翹望される次第である。

ローマは一日にしてならずというが、先達が殆ど手を下していない本書の如き対象は、一篇の書を以て、それを論じつくすことは不可能である。仍って、かかる原野に、最初のくわを加え、開拓の一步をふみ出した功績は真に大である。本書の価値は、まさに朱玉に値するといつて過言ではない。

以上を総合して、審査員一同は、楠君の論考に対して、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授けるに適當なものと考え、一致して、これを推挽する次第である。

平成元年七月二十一日

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	利光三津夫
副査	慶應義塾大学名誉教授	法学博士	手塚 豊
副査	慶應義塾大学法学部教授		森 征一